U AIR サービス契約約款

2020年6月1日初版 株式会社USEN

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社USEN(以下「当社」といいます。)は、このU AIRサービス契約約款(別記 および別紙を含みます。以下「本約款」といいます。)を定め、これによりU AIRサービス(以 下「本サービス」といいます。)を提供します。

(約款の変更)

- 第2条 当社は、以下の場合、当社の裁量により、本約款を変更することができます。
 - (1) 本約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本約款の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
 - 2 当社は、前項による本約款の変更にあたり、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容とその効力発生日を、あらかじめ当社所定の方法により契約者に通知します。
 - 3 変更後の本約款の効力発生日以降に本サービスを利用したときは、契約者は、本約款の変更に 異議なく同意したものとみなします。

(用語の定義)

第3条 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電
电気通信が こへ	気通信設備を他人の通信の用に供すること
 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこ
电双边占色脉及隔	れと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
U AIR	別記に掲げる関連事業者の電気通信サービスを利用して当社が
O AIR	契約者に提供する電気通信サービス
	U AIRを介して利用できるオプション・サービスの一つで、別記
U PHONE	に掲げる関連事業者の電気通信サービスを利用して当社が契約
	者に提供するIP電話サービス
	U AIRおよびU PHONEを介して利用できるオプション・サービス
U FAX	の一つで、ファクシミリ端末に代えて当社指定のアプリを使用
5 17X	して、電話番号を指定してFAXを送信し、または契約者の電話番
	号へ送信されたFAXを受信することができるIP FAX転送サービス
	U AIRを介して利用できるオプション・サービスの一つで、当社
音楽配信サービス	が別途定める各サービス約款に基づき提供する音楽配信サービ
	Z
本サービス取扱所	本サービスの提供に関する業務を行う当社または当社の指定す
	る事業所
利用契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と利用契約を締結している者
	当社が貸与し、利用契約に定める設置先住所において据置で使
据置型無線通信装置	用される本サービスの提供を受けるためのアンテナおよび無線
	送受信装置
無線基地局設備	据置型無線通信装置との間で電波を送り、または受けるための
	電気通信設備
契約者回線	利用契約に基づいて、無線基地局設備と契約者の据置型無線通
	信装置との間に設定される電気通信回線
 契約者回線等	当社または関連事業者の本サービスに係る電気通信回線等およ
大小7日日小水子	び必要により設置される電気通信設備並びに相互接続点

SIM カード	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるICカードであって、当社が本サービスの提供にあたり契約者に貸与するもの
電話サービス	電話網(主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備)のみを使用して行う電気通信 サービス
IP 電話	契約者回線並びに IP 網 (インターネットプロトコルにより符号、音響または影像の伝送交換を行うための電気通信回線設備をいいます。) および電話網を使用した電気通信サービスであって、主として通話の用に供するもの
相互接続点	他の電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)(以下「事業法」といいます。)第9条の登録を受けた者または事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。)との間の相互接続協定(事業法第32条に基づく電気通信設備の接続に関して締結する協定をいいます。以下同じとします。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
協定事業者	本サービスを提供するために相互接続協定を締結した協定事業 者
端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、設置場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)または同一の建物内であるもの
自営端末設備	当社が別に定めるところにより売り切りをした端末設備以外の 端末設備
自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置す る電気通信設備であって、端末設備以外のもの
自営端末設備等	自営端末設備および自営電気通信設備
相互接続利用契約	他社接続回線(相互接続点において接続する電気通信回線であって、協定事業者が設置するものをいいます。以下同じとします。)に係る協定事業者が提供するインターネット接続サービスを利用するための契約
技術基準等	端末設備等規則(昭和 60 年郵政省令第 31 号)で定める技術基 準および端末設備等の接続の技術的条件
IoT 機器	移動電話端末、タブレット、Wi-Fi ルータ、プリンター、IPカメラ、AI 分析端末等その他の当社が本サービスの提供にあたりオプションとして契約者に貸与するもの
消費税等相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令の 規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年 法律第226号)および同法に関する法令の規定に基づき課税さ れる地方消費税の額

第2章 本サービスの種類

(本サービスの種類)

第4条 本サービスには、次の種類があります。

サービスの種類

- U AIR 通信サービス(単体)
- (2) U AIR通信サービス、U PHONE、U FAXのセットプラン
- (3) U AIR通信サービス、音楽配信サービスのセットプラン
- (4)U AIR通信サービス、音楽配信サービス、U PHONE、U FAXのセットプラン

- (5) U AIR通信サービス、U AIR通信サービスを介して利用できるオプションIoT機器のレンタルプラン
- 2 前項の表第1号から第4号に掲げる本サービスには、別紙1に定める契約プランがあります。
- 3 第1項の表第5号に掲げる本サービスの利用契約の申込みは、同表第1号から第4号までに掲げる 本サービスのいずれかの利用契約の申込みと同時に行うことを必要とします。

(サービス提供区域)

第5条 本サービスは、別記1に定める区域において提供します。ただし、その提供区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、本サービスを利用することができない場合があります。

第3章 契約

(利用契約の単位)

第6条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに一の利用契約を締結します。

(利用契約申込みの方法)

- 第7条 利用契約の申込みは、本約款を承諾の上、当社所定の方法により行うものとします。
 - 2 利用契約の申込者が未成年の個人である場合には、利用契約の申込みにあたり法定代理人の同意を要し、法定代理人は、本約款に定める利用契約の申込者の義務について、利用契約の申込者と連帯して保証するものとします。

(申込みの承諾)

- 第8条 当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って取扱います。ただ し、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。
 - 2 当社が前項の申込みを承諾した場合には、利用契約は、申込み受付日をもって成立するものとします。
 - 3 当社は、次に掲げる場合には、利用契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 第7条 (利用契約申込みの方法) に基づく申込みにおいて虚偽の内容が記載されていたこと が判明したとき。
 - (2) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (3) 利用契約の申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
 - (4) 利用契約の申込者が、第65条(契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (5) 利用契約の申込者が、第45条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止されている、または解除をうけたことがあるとき。
 - (6) 利用契約の申込者が、当社の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または当該サービスの利用の停止を受け、または受けた契約者と関係があるとき。
 - (7) 利用契約の申込者が自らまたは自らの役員若しくは実質的に経営権を有する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、総じて「反社会的勢力」といいます。)であるとき。
 - (8) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。
 - 4 当社は、前項の規定により、利用契約の申込みを承諾しないときは、申込者にその理由等を当 社所定の方法で通知します。

(提供開始日および契約期間)

- 第9条 本サービスの提供開始日は、当社が据置型無線通信装置を引き渡した日とします。
 - 2 利用契約の契約期間は、本サービスの種類ごとに以下の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「U AIR通信サービス(単体)」、「U AIR通信サービスと音楽配信サービスとのセットプラン」、「U AIR通信サービス、U PHONE、U FAXとのセットプラン」、「U AIR通信サービス、音楽配信サービス、U PHONE、U FAXとのセットプラン」の契約期間は、本サービスの提供開始日から、その日の属する月の翌月1日から起算して2年が経過する日までとします。ただし、契約更新期間(契約満了日の属する月の初日から末日までを契約更新期間とします。以下同じとします。)に契約者から更新拒絶の通知が行われない場合には、契約期間満了日の翌日から起算して2年間、同一条件をもって更新されるものとし、以降も同様とします。
- (2) 「U AIR通信サービスを介して利用できるオプションIoT機器のレンタルプラン」の契約期間は、本サービスの提供開始日から、その日の属する月の翌月1日から起算して1年が経過する日までとします。ただし、契約更新期間に契約者から更新拒絶の通知が行われない場合には、契約期間満了日の翌日から起算して6ヶ月間、同一条件をもって更新されるものとし、以降も同様とします。

(本サービスの種類の変更)

第10条 契約者は、本サービスの種類の変更を希望する場合には、利用契約の解除を行い、新たに 第7条(利用契約申込みの方法)に従い利用契約の申込みをするものとします。

(契約者識別番号)

- 第11条 本サービスの契約者識別番号は、当社が定めます。
 - 2 当社は、技術上および業務上やむを得ない理由がある場合には、契約者識別番号を変更することがあります。
 - 3 前項の規定により、契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめ変更内容を契約者に当社 所定の方法で通知します。

(利用の一時中断)

- 第12条 契約者は、当社所定の方法により、本サービスの利用を一時中断することができます。
 - 2 当社は、契約者から前項の請求があった場合には、本サービスの利用の一時中断(その契約者 識別番号を他に転用することなく、本サービスを一時的に利用できないようにすることをいい ます。以下同じとします。)を行います。

(契約者の氏名等の変更)

- 第13条 契約者は、その氏名、名称または住所若しくは居所その他の当社に届け出た事項について 変更があった場合には、変更内容を速やかに当社に届け出るものとます。
 - 2 契約者は、当社から求めらた場合には、前項の届出内容を証明する書類を提示するものとします。
 - 3 本条に基づく手続きを怠ったことにより、本サービスの利用ができない等、契約者または第三者に生じる損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
 - 4 契約者は、第1項の届け出を怠ったことにより、当社からの通知が不達または遅延した場合であっても、通常到達すべき時に到達したとみなされることをあらかじめ異議無く承諾するものとします。

(権利の譲渡の禁止)

第14条 契約者は、利用契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することができません。

(契約者が行う利用契約の解除)

第15条 契約者は、利用契約を解除しようとする場合には、解除を希望する日が属する月の前々月末日までに当社所定の書面により申請するものとします。

(当社が行う利用契約の解除)

- 第16条 当社は、第45条(利用停止)の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、当該利用停止が終了したのちに本サービスを再び利用した場合において、利用停止の原因となった事実と同一または類似の事実を行ったと判断したときは、利用契約を解除することができます。
 - 2 当社は、契約者が第39条第45条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、当該事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと判断したときは、第45条(利用停止)第1項に定める利用停止および催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。
 - 3 当社は、契約者が第65条(契約者の義務)第1項第4号のいずれかの行為を行った場合には、催 告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。
 - 4 当社は、契約者に対し第66条(是正措置)に基づく是正措置を求めた場合において、当該契約者が所定の期間内に当該是正措置を講じなかったと当社において認めたときは、催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。
 - 5 当社は、次に掲げる場合には、催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。
 - (1) 契約者が、反社会的勢力、公共の福祉に反する活動を行う団体若しくはその行為者である場合または反社会的勢力であったと判明した場合
 - (2) 契約者が、自らまたは第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合または妨害するおそれのある行為をした場合
 - (3) 契約者が、自らまたは第三者を利用して、当社に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いるなどした場合
 - (4) 契約者が、自らまたは第三者を利用して、当社の名誉、信用等を毀損し、または毀損する おそれのある行為をした場合
 - (5) 契約者が、自らまたは第三者を利用して、自身またはその関係者が反社会的勢力である旨を当社に認知させるおそれのある言動、態様をした場合
 - 6 本条に基づく解除により契約者または第三者に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

(その他の提供条件)

第17条 本サービスに関するその他の提供条件については、別記2および3に定めるところによりま す。

第4章 据置型無線通信装置およびSIMカードの貸与等

(据置型無線通信装置およびSIMカードの貸与)

- 第18条 当社は、契約者に対し、据置型無線通信装置および据置型無線通信装置内蔵してSIMカードを貸与します。貸与する据置型無線通信装置およびSIMカードの数は、1の利用契約につき1とします。
 - 2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない場合には、当社が貸与する据置型無線通信装置およびSIMカードまたはSIMカードのみを変更することがあります。この場合には、あらかじめそのことを当社所定の方法で契約者に通知します。

(据置型無線通信装置およびSIMカードの返還)

- 第19条 契約者は、次の場合には、当社所定の方法により据置型無線通信装置およびSIMカードを当 社の指定する本サービス取扱所へ速やかに返還するものとします。
 - (1) 利用契約が解除となったとき。
 - (2) 第18条 (据置型無線通信装置およびSIMカードの貸与) 第2項の規定により、当社が据置型 無線通信装置およびSIMカードまたはSIMカードのみを変更するとき。
 - (3) 契約者識別番号を変更するとき。
 - (4) 不良・故障による交換等その他の事由で据置型無線通信装置およびSIMカードを利用しなくなったとき。

2 契約者は、前項の場合において据置型無線通信装置およびSIMカードを返還しなかったときは、前項各号の通知があった日から経過の期間に対応する月額利用料の額を当社に支払うものとします。

(据置型無線通信装置およびSIMカードの管理責任)

- 第20条 契約者は、据置型無線通信装および置据置型無線通信装置に内蔵したSIMカードを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
 - 2 契約者は、据置型無線通信装を動作させるために必要な電気代料金その他の費用を負担するものとします。
 - 3 契約者は、第18条(据置型無線通信装置およびSIMカードの貸与)第2項の規定によりSIMカードのみを交換する場合を除き、据置型無線通信装置に内蔵したSIMカードを取り出してはならないものとします。
 - 4 契約者は、据置型無線通信装置およびSIMカードの盗難、紛失または毀損があった場合には、 速やかに当社に届け出るものとします。
 - 5 当社は、第三者が据置型無線通信装置およびSIMカードを利用した場合であっても、当該据置型無線通信装置およびSIMカードの貸与を受けている契約者が利用したものとみなして取扱います。
 - 6 据置型無線通信装置若しくはSIMカードの盗難、紛失または毀損に起因して契約者に生じた損害等について、当社は一切責任を負わないものとします。

第5章 U PHONE

(通信の種類)

第21条 当社は、「U AIR 通信サービス、U PHONE、U FAX のセットプラン」または「U AIR 通信サービス、音楽配信サービス、U PHONE、U FAX とのセットプラン」に係る利用契約に基づき、U PHONE において次の種類の音声通信サービスを提供します。

FIIONEにおいて次の種類の自戸通信サービスを提供します。		
種類	内容	
網内通信	契約者回線から発信する通信であって、次の間で行われるもの	
	(ア)契約者回線相互間	
	(イ)契約者回線と別記に定める IP 電話サービスに係る電気通信設備との	
	間	
国内固定電話着	契約者回線から発信し、本邦内に終始する通信であって、携帯電話通信お	
信通信	よび PHS 着信通信以外のもの	
携帯電話通信	契約者回線から発信し、携帯電話用設備との間で行われる通信	
PHS 着信通信	契約者回線から発信し、PHS 用設備との間で行われる通信	
国際通信	契約者回線から発信し、本邦と外国(インマルサットシステムに係る地球移	
	動局(海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局および可搬型地球局を	
	いいます。以下同じとします。)を含みます。)との間で行われる通信	
電話番号案内	交換台が契約者から申し出た氏名、企業名および住所から電話番号を案内	
	するサービス	

- 2 当社は、契約者に対しU PHONEの利用に必要なタブレットを貸与し、当該タブレットにおける専用アプリの利用を許諾します。
- 3 前項のタブレットの取扱いには、第41条(IoT機器の管理責任)を適用するものとします。

(相互接続通信)

- 第22条 相互接続通信(相互接続協定に基づき行う電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)は、当社が相互接続協定に基づき定めた通信に限り行うことができるものとします。
 - 2 相互接続通信を行うことができる地域は、当社が相互接続協定により定めた地域に限ります。

(取扱地域)

第23条 U PHONE の国際通信の取扱地域は、別紙5に定めるとおりとします。

(発信不可の通信)

- 第24条 契約者は、次に掲げる場合には、U PHONE では発信ができないことをあらかじめ了承するものとします。
 - (1) 別紙4に掲げる発信不可番号に発信する場合
 - (2) その他当社が定める通信をする場合

(重要通信の取扱い)

第25条 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、天 災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは 救援、交通、通信若しくは電力等の供給の確保または秩序の維持のため必要な事項を内容とす る通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、 次に掲げる機関に提供している本サービス(当社がそれらの機関との協議により定めたものに 限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

継	朗	夕

気象機関

水防機関

消防機関

災害救助機関

警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)

防衛機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信の確保に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関

選挙管理機関

別記8に定める基準に該当する新聞社、放送事業者および通信社の機関

預貯金業務を行う金融機関

国または地方公共団体の機関

2 通信が著しく輻輳したときはまたはその通信を発信した者によりあらかじめ設定された数を超 える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

(通信時間等の制限)

第26条 前条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することがあります。

(国際通信の利用制限)

第27条 契約者は、コールバックサービス(契約者回線から発信する IP 電話サービスに係る国際通信を外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)のうち、次の方式のものを利用し、または他人に利用させる態様で国際通信を行ってはなりません。

区別	方式の概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して通信の請求が行われ、契約者が
	コールバックの利用を行う場合のみ、それに応答することで
	提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方	その提供に際し、当社が国際通信に係る通信時間の測定を行
式	うために用いる応答信号が不正に抑制されることとなるコー
	ルバックサービスの方式

(国際通信の取扱い)

- 第28条 国際通信の取扱いについては、次に示す通信制限を実施します。
 - (1) 別紙5 (国際通信に係るもの (課税対象外))に定める国への通信は、あらかじめ同項に定める内容にて付加機能「国際接続規制」を適用し、通信を制限または中止します。
 - (2) 契約者の国際通信利用において通信に関する料金の著しい増加が想定される事態を発見したとき、国際通信の全部または一部の利用を制限または中止することがあります。
 - (3) 国際通信が第三者によって不正に利用されていると判断した場合、国際通信の全部または 一部の利用を制限または中止することがあります。
 - (4) 国際通信の取扱いについて、外国の法令および外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

(通信時間の測定等)

第29条 通信時間の測定等については、別紙2に定めるところによります。

(発信電話番号通知)

- 第30条 U PHONE を利用して契約者回線から発信する通話については、その契約者回線の電話番号を 着信先の電気通信設備へ通知します。ただし、次の通話については、この限りではありません。
 - (1) 通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話
 - (2) その他当社が別に定める相互接続通信
 - 2 当社は、電話番号を着信先の契約者回線等へ通知するまたは通知しないことに伴い発生する損害については、本約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。
 - 3 契約者は、通知を受けた電話番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重するものとします。

(電話番号の付与)

- 第31条 当社は、U PHONE を含む本サービスの1の利用契約ごとに1の電話番号を付与します。
 - 2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるとき、電話番号を変更することがあります。
 - 3 前項の規定により電話番号を変更する場合には、あらかじめ変更内容を契約者に当社所定の方 法で通知します。

(番号ポータビリティ)

- 第32条 契約者は、東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」といいます。)または西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」といいます。)から付与されている1の電話番号(加入電話の電話番号または INS ネットの契約者回線番号若しくは追加番号に限ります。)をそのまま U PHONE で利用することができます。
 - 2 U PHONEで使用する電話番号を番号ポータビリティにより他の電気通信事業者のIP電話サービスへ引き継いだ場合であっても、当該U PHONEを含む本サービスの利用契約は自動的に解約されません。
 - 3 番号ポータビリティに関するその他の提供条件については、別紙6に定めるところによります。

(利用の制限)

- 第33条 当社は、契約者が、U PHONE に係る契約者回線において、その契約者回線を保留したまま放置し、当社または関連事業者の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させるおそれがあるときは、当該契約者回線に係る U PHONE の利用の制限を行うことがあります。
 - 2 前項の規定により利用の制限を行うときは、当社は、その契約者にあらかじめその旨を通知します。

第6章 U FAX

(端末装置およびアプリ)

- 第34条 当社は、「U AIR通信サービス、U PHONE、U FAXのセットプラン」または「U AIR通信サービス、音楽配信サービス、U PHONE、U FAXとのセットプラン」に係る利用契約に基づき、契約者に対しU AIRを介して利用できる専用アプリの利用を許諾し、FAX専用プリンターを貸与します。
 - 2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない場合、当社が貸与する専用アプリおよびFAX 専用プリンターを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを当社所定の方 法で契約者に通知します。
 - 3 FAX専用プリンターの取扱いには、第41条(IoT機器の管理責任)を適用するものとします。

(ID およびパスワードの管理)

- 第35条 契約者は、当社がU FAXのために発行したIDおよびパスワード(以下「認証情報」といいます。)を厳重に管理し、第三者に開示又は漏洩しないものとします。
 - 2 契約者は、認証情報を第三者に貸与、譲渡その他の方法により利用させてはならないものとします。
 - 3 認証情報を利用して行われた行為はすべて、当該認証情報を発行された契約者による行為とみなされ、当該行為によって生じた結果およびそれに伴う一切の責任については、当該契約者が 負うものとします。
 - 4 契約者は、認証情報を第三者に知られた場合若しくは第三者によって利用されている疑いのある場合には、直ちに当社にその旨を連絡し、当社から指示を受けたときはこれに従うものとします。

(情報の消去)

- 第36条 契約者が送信または受信したFAXデータ(以下「FAXデータ」といいます。)は、当社または当社指定の第三者の管理するサーバに保管されます。契約者が送信または受信したFAXデータ(以下「FAXデータ」といいます。)は、当社または当社指定の第三者の管理するサーバに保管されます。当社は、FAXデータを当該サーバに記録された時から1年間保管し、その後契約者に通知することなく当該FAXデータを消去することができるものとします。
 - 2 前項の規定にかかわらず、利用契約の終了または解除があったときは、当社は直ちに前項の FAXデータを消去することができるものとします。

(費用負担)

- 第37条 契約者は、U FAXを利用しファックスの送信するときは、別紙2第3に定める国内通信に係る 従量料金を負担するものとします。
 - 2 用紙、インクその他のFAX専用プリンターの消耗品にかかる費用は、契約者が負担するものとします。

(U FAX に関する免責事項)

- 第38条 U FAX のサービス区域、発信不可の通信、重要通信の取扱い、通信時間等の制限、国際通信の利用制限、国際通信の取扱い、通信時間の測定等については、第23条(サービス区域)、第24条(発信不可の通信)、第25条(重要通信の取扱い)、第26条(通信時間等の制限)、第27条(国際通信の利用制限)、第28条(国際通信の取扱い)、第29条(通信時間の測定等)に各々準ずるものとします。
 - 2 FAXデータは、U FAXの機能により当社または第1項の第三者が認識することなく電気通信回線 を通じて自動的にサーバに記録されるものであり、当社および当該第三者は当該FAXデータを事 業の用に供するものではなく、FAXデータに個人情報が含まれる場合であってもFAXデータにつ いて個人情報取扱事業者としての義務を負うものではありません。

第7章 IoT機器の貸与等

(IoT機器の貸与)

- 第39条 当社は、「U AIR通信サービスを介して利用できるオプションIoT機器のレンタルプラン」 に係る利用契約に基づき、契約者に対しU AIRを介して利用できるIoT機器を貸与します。
 - 2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない場合、当社が貸与するIoT機器を変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを当社所定の方法で契約者に通知します。

(IoT機器の返還)

- 第40条 契約者は、次の場合、当社所定の方法によりIoT機器を当社の指定する本サービス取扱所へ 速やかに返還するものとします。ただし、契約者が返還期日までにIoT機器を返還しない場合に は、当社がその回収を行うことができるものとし、この場合、契約者は当該回収に要した費用 を当社の請求に基づき負担するものとし、当社の指定する方法および期限に従い支払うものと します。
 - (1) 「U AIR通信サービスを介して利用できるオプションIoT機器のレンタルプラン」またはその前提となるU AIR通信サービスに係る利用契約が解除されたとき。
 - (2) 第39条(IoT機器の貸与)第2項の規定により、当社がIoT機器を変更するとき。
 - (3) その他IoT機器のを利用しなくなったとき。
 - 2 契約者は前項により当社にIoT機器を返還する場合、IoT機器にかかる蓄積データ等の一切を消去し、かつ、IoT機器のロックを解除し、貸与された時の状態に戻した上で、当社が別途定める返却条件に従って、当社に返還するものとします。なお、当社は、契約者がIoT機器の返還に際し、蓄積データ等の消去を行わなかったことにより、契約者または第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
 - 3 契約者は第1項の場合において、契約者がIoT機器を返還しなかったときは、第1項各号の通知があった日から経過の期間に対応する月額利用料の額を当社に支払うものとします。

(IoT機器の管理責任)

- 第41条 契約者は、IoT機器を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
 - 2 契約者は、IoT機器を動作させるために必要な電気代料金その他の費用を負担するものとします。
 - 3 契約者は、IoT機器の盗難、紛失または毀損があった場合には、速やかに当社に届け出るものとします。
 - 4 当社は、第三者がIoT機器を利用した場合であっても、そのIoT機器の貸与を受けている契約者が利用したものとみなして取扱います。
 - 5 IoT機器の盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、当社は一切責任を負わないものとし、契約者はIoT機器の利用において当社に損害等を与えた場合にはこれを賠償するものとします。

(IoT機器の利用における禁止行為)

- 第42条 契約者は、IoT機器の利用に際し、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。
 - (1) IoT機器の第三者への転貸、譲渡、担保の差し入れその他の処分をする行為
 - (2) IoT機器に貼付してある端末機種を特定するための銘板、シール等を剥離または汚損する行為
 - (3) IoT機器に貼付された所有権を明示する表示の除去または汚損その他の当社の所有権を侵害 する行為
 - (4) IoT機器を分解、改造、修理し、IoT機器に当社が行った設定を変更し、または当社が許諾 していないプログラムのインストールをする行為

第8章 利用中止および利用停止

(通信利用の制限)

第43条 本サービスの通信利用の制限については、本約款に定めるほか、本サービスの種類ごとに、別記に掲げる関連事業者の約款の定める通信利用の制限に準ずるものとします。

(利用中止)

- 第44条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 当社、関連事業者若しくは協定事業者の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
 - (2) 契約者回線から、多数の不完了呼(通信の相手先の応答前に発信を取りやめることをいいます。)を発生させたことにより、現に通信が輻輳し、または輻輳するおそれがあると当社が認めたとき。
 - (3) 第25条(重要通信の取扱い)の規定により、契約者回線の利用を中止するとき。
 - 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者 に当社所定の方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(利用停止)

- 第45条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務(利用契約以外の契約者と当社の間の契約に基づき契約者が負担する債務を含みます。)について、当社が指定する支払期日を経過してもなお支払わないとき。 (支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できない場合を含みます。)
 - (2) 第7条(利用契約申込みの方法)に基づく申込みにおいて虚偽の内容を記載したことが判明 したとき。
 - (3) 第65条(契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (4) 契約者回線に自営端末設備等を当社の承認を得ずに接続したとき。
 - (5) 第13条(契約者の氏名等の変更)の定めに違反したとき、または同条の規定により届け出た内容について虚偽の内容を記載したことが判明したとき。
 - (6) その他本約款の規定に違反する行為であって、本サービスに係る業務の遂行または当社若 しくは関連事業者の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為 をしたとき。
 - 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止する場合、あらかじめ契約者に通知する義務を負わないものとします。

(接続休止)

- 第46条 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止、若しくは相互接続協定の解除または協定事業者における電気通信事業の休止があった場合は、その協定事業者の電気通信設備に係る他社相互接続通信(協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。)を行うことはできません。
 - 2 前項の場合に、契約者が他社相互接続通信を全く利用することができなくなったときは、当社はU PHONEの接続休止(当社または関連事業者の電気通信設備に係る通信と他社相互接続通信との接続を休止することをいいます。以下同じとします。)を行います。ただし、契約者からU PHONEを含む本サービスの利用契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。
 - 3 当社は、前項の規定によりU PHONEの接続休止をするときは、あらかじめそのことを契約者に 通知します。

第9章 料金等

(料金)

第47条 本サービスの料金は、別紙1料金表に定める基本利用料その他料金、別紙2料金表に定める 基本利用料その他料金および別紙5に定める料金とします。

(基本利用料の支払義務)

- 第48条 契約者は、本サービスの提供開始日から起算して利用契約の解除があった日までの期間 (本サービスの提供開始日と解除または廃止があった日が同一の日である場合は、1日間としま す。)について、料金表に規定する基本利用料の支払を要します。
 - 2 前項の期間において、利用の一時中断または利用の停止により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本利用料の支払は、次のとおりとします。
 - (1) 第12条 (利用の一時中断) の規定により本サービスの利用の一時中断があったときは、その期間中の基本利用料の支払いを要します。
 - (2) 第45条(利用停止)の規定により本サービスの利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本利用料の支払を要します。
 - (3) 前二号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本利用料の支払を要します。

向するを行うが行の人はと文しのう。		
区別	支払を要しない料金	
契約者の責めによらない事由により、その本	そのことを当社が認知した時刻以後の利用で	
サービスを全く利用することができない状態	きなかった時間(24時間の倍数である部分に	
(その利用契約に係る電気通信設備による全	限ります。) について、24 時間ごとに日数を	
ての通信に著しい支障が生じ、全く利用でき	計算し、その日数に対応するその本サービス	
ない状態と同程度の状態となる場合を含みま	についての基本利用料	
す。)が生じた場合に、そのことを当社が認		
知した時刻から起算して、24時間以上その状		
態が連続したとき。		

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 4 本条の規定にかかわらず、料金表に別段の定めがある場合は、当該定めが優先するものとします。

(通信料金の支払義務)

- 第49条 U PHONEおよびU FAXを含む本サービスの契約者は、契約者回線から行った通信について、 当社が測定した通話時間と別紙2の料金表または別紙5の規定に基づいて算定した通信料金の支 払を要します。
 - 2 相互接続通信の料金の支払義務については、前項の規定にかかわらず、第57条(相互接続通信の料金の取扱い等)に規定するところによります。
 - 3 契約者は、通信料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表に定めるところにより算定した料金額を支払っていただきます。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(契約解除料の支払義務)

第50条 契約者は、契約更新期間以外に利用契約の解除があったときは、別紙1料金表第3(契約解除料)に規定する料金の支払を要します。

(手続きに関する料金の支払義務)

第51条 契約者は、本サービスに係る利用契約の申込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙1料金表第4(手続きに関する料金)に規定する料金の支払を要します。ただし、手続きの着手前に当該利用契約の不成立若しくはその請求の取消しがあった場合は、この限りではないものとし、既に手続きに関する料金が支払われているときは、当該料金を返還します。

(料金の計算および支払い)

第52条 料金の計算方法および支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(割増金)

第53条 契約者は、料金その他の債務の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税等相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として支払うものとします。

(遅延損害金)

第54条 契約者は、料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払うものとします。

(債権の譲渡)

第55条 当社は、利用契約に基づき契約者が支払を要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部または一部を、第三者に譲渡することがあります。

(料金の再請求)

- 第56条 当社は、契約者が料金その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、料金の再請求をするものとします。
 - 2 前項の場合において、当社は、再請求業務を第三者に委託することがあります。この場合に当 社が要した費用は、契約者が負担するものとします。

(相互接続通信の料金の取扱い等)

- 第57条 契約者は、相互接続協定に基づき当社または協定事業者の契約約款および料金表に定めるところにより、相互接続通信に関する料金を支払うものとします。
 - 2 前項の場合において、相互接続通信に係る料金の設定またはその請求については、当社または協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき別紙3に定めるところによります。
 - 3 相互接続協定に基づき協定事業者が相互接続通信の料金を定める場合であって、当該協定事業者が、自己の契約約款および料金表に定めるところに従って通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、当該譲渡を承認します。
 - 4 契約者は、当社が算定したその相互接続通信に係る債権を当社が別に定めるところにより、当社がその通信に係る協定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社および協定事業者は、相互接続通信の利用者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
 - 5 契約者は、当社が第3項に定める協定事業者の債権を譲り受け、その通信に伴って行われた相 互接続通信の料金等と合算して、契約者に請求することを承認していただきます。この場合に おいて、当社および協定事業者は契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するもの とします。
 - 6 契約者が協定事業者に対し相互接続利用契約により生じることとなる債権を有した場合、当社 の判断により、当該債権を当社が譲り受けたものとして、当該債権を当該協定事業者に対して 直接請求することを承認していただきます。

第10章 保守

(契約者の維持責任)

第58条 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備を技術 基準等に適合するよう維持するものとします。

(契約者の切分責任)

- 第59条 契約者は、本サービスの利用中において異常を発見したときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障がないことを確認のうえ、当社に修理の請求をするものとします。
 - 2 前項の確認に際して、契約者から請求があった場合には、当社は、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に報告するものとします。
 - 3 当社は、当社若しくは関連事業者が設置する電気通信設備に障害が生じ、またはその設備が減失したことを知ったときは、速やかにその設備を修理し、または復旧します。
 - 4 当社は、第2項の試験により契約者回線に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を請求することができるものとします。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税等相当額を加算した額とします。

(修理または復旧の順位)

第60条 当社は、当社若しくは関連事業者の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合に、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第25条(重要通信の取扱い)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。この場合において、第1順位および第2順位の電気通信設備は、同条第1号の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

<u> おし 写り</u>	31号の規定により自任かそれらの機関との協議により定めたものに限ります。		
順位	修理または復旧する電気通信設備		
1	気象機関に設置されるもの		
	水防機関に設置されるもの		
	消防機関に設置されるもの		
	災害救助機関に設置されるもの		
	警察機関に設置されるもの		
	防衛機関に設置されるもの		
	輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの		
	通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの		
	電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの		
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの		
	水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの		
	選挙管理機関に設置されるもの		
	別記6に定める基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関に設置される		
	もの預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの		
	国または地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)		
3	第1順位および第2順位に該当しないもの		

(修理または復旧の場合の暫定措置)

第61条 当社は、当社若しくは関連事業者の設置した電気通信設備を修理または復旧するときは、故障または滅失した契約者回線について、暫定的にその経路を変更することがあります。

第11章 損害賠償等

(責任の制限等)

第62条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社または協定事業者の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったとき(その提供を行わなかったことの原因が、本邦の相互接続点より外国側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。)は、契約者が本サービスを全く利用できない状態(その利用契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに

- 限り、その契約者に損害を賠償します。ただし、協定事業者が、その協定事業者の契約約款および料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。
- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った 時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時 間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金の合計額を発生し た損害とみなし、その額に限って賠償します。
 - (1) 別紙1料金表第1(基本利用料)に規定する料金
 - (2) 別紙2料金表第1(基本利用料)に規定する料金
- 3 第1項の場合を除き、当社は本サービスの提供にあたって、契約者または第三者に与えた損害 について賠償の責任を負いません。
- 4 前各項の規定にかかわらず、第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスの提供を行わなかったときは、この限りではありません

(免責)

- 第63条 当社は、契約者回線に係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変更または消失したことによる損害を与えた場合または契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
 - 2 当社は、本約款の変更により契約者が自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更 (以下、この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その 改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件の規定の変更により、現に 契約者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、 当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。
 - 3 当社は、契約者が本サービスを利用することにより他人との間で生じた紛争等に関して、一切 責任を負わないものとします。

第12章 雑則

(承諾の限界)

第64条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等本サービスに係る当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその契約者に通知します。ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(契約者の義務)

- 第65条 契約者は、次の事項を遵守しなければなりません。
 - (1) 据置型無線通信装置またはIoT機器を変更し、分解し、若しくは損壊し、またはその設備の 線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する 必要があるときまたは据置型無線通信装置またはIoT機器の接続または保守のため必要があ る場合は、この限りではありません。
 - (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置するなどして、その他の通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) SIMカードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出しし、変更し、または消去しないこと。
 - (4) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信の輻輳を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - (5) 別記10に規定する禁止行為に抵触する、他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、または他人の利益を害する態様で本サービスを利用しないこと。

(是正措置)

- 第66条 当社は、契約者が次のいずれかに該当すると認めた場合には、契約者に対し、相当の期間を定め、当該行為の是正を求めることができるものとします。
 - (1) 第65条(契約者の義務)第1項第4号の定めるいずれかの行為に該当するおそれのある行為。
 - (2) 消費者保護を目的とする法令の趣旨に照らし、消費者の誤認または混同を惹起するおそれのある行為。

(不可抗力)

- 第67条 天災地変、戦争、暴動、内乱、重大な疾病、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故その他不可抗力により、利用契約の全部若しくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。
 - 2 前項の場合において利用契約の履行不能となった部分については、消滅するものとします。

(相互接続に係る通信)

- 第68条 利用契約を締結したときは、契約者は、当社若しくは関連事業者が相互接続協定を締結している別紙3に定める協定事業者とその協定事業者が定める契約約款および料金表の規定に基づき相互接続利用契約を締結することとなります。
 - 2 利用契約の解除があった場合は、その解除があった時に、相互接続利用契約についても解除があったものとなります。
 - 3 当社は、相互接続点において別紙3に定める協定事業者の電気通信設備との接続を行う場合 に、その相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

(通信の秘密の保護)

第69条 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用または保存します。

(個人情報等の保護)

- 第70条 当社は、個人情報等(本サービスの提供に関連して知り得た利用契約の申込者の個人情報であって、前条(通信の秘密の保護)に規定する通信の秘密に該当しない情報をいいます。以下同じとします。)を、利用契約の申込者以外の第三者に開示または漏洩しないものとし、かつ、本サービスの業務の遂行上必要な範囲(利用契約の申込者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。)を超えて利用しないものとします。ただし、当社は次の各号の場合においては個人情報等を第三者に開示することがあり、利用契約の申込者者は、これにあらかじめ同意するものとします。
 - (1) 利用契約の申込者の同意を得て個人情報を利用するとき。
 - (2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第16条第3項第4号の定めに基づき、 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者からの要請に応じるとき。
 - (3) ドコモ、U-NEXTまたはU PHONE協力会社の照会(ただし合理的事由に基づく場合に限ります。)があるとき。
 - 2 前項の規定にかかわらず、当社は、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)その他の法令の規定に基づき強制の処分等が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第4条に基づき開示の請求があった場合には、開示請求の要件が充足されたときに限り当該開示の請求の範囲で個人情報等の一部を提供することがあります。
 - 3 本条は、利用契約の解除後3年間有効に存続するものとします。

(契約者の氏名等の通知)

- 第71条 当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者(その協定事業者と相互接続通信に係る契約を締結している者に限ります。)の氏名、住所および電話番号をその協定事業者に通知することがあります。
 - 2 当社は、契約者回線から相互接続通信または国際通信を行う場合にその契約者回線の電話番号をその相互接続通信に係る協定事業者に通知します。

(法令に規定する事項)

第72条 本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めると ころによります。

(閲覧)

第73条 本約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(分離条項)

第74条 本約款のいずれかの規定が法律に違反していると判断され、無効または実施できないと判断された場合であっても、当該条項以外の規定は、引き続き有効に存続しかつ実施可能とします。

(合意管轄)

第75条 契約者と当社の間で本約款に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一 審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第76条 本約款の成立、効力、解釈および履行については、日本国法によるものとします。

2020年6月1日制定

1 サービス提供区域

- (1) U AIR の提供区域は、株式会社 NTT ドコモの定める「Xi サービス契約約款」に定める Xi の場合に準ずるものとします。
- (2) U PHONE および U FAX サービスは、別紙3に定めるものを除き、国内全区域において提供します。

2 契約者の地位の承継

- (1) 契約者について相続または合併があったときは、相続人または合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、契約者の地位を承継します。
- (2) 前項の規定により契約者の地位を承継した方は、速やかに契約者の地位を承継したことを証明する書類を添えて、その旨を当社に届け出てください。
- (3) (1) の場合において、相続により契約者の地位を承継した方が2人以上あるときは、そのうち1人を代表者と定め、前項の手続きをとってください。代表者を変更するときも同様とします。
- (4) (3) の規定による代表者の届出がないときは、当社が代表者を指定します。

3 契約者の氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名若しくは商号または住所若しくは居所について変更があったときは、速やかに書面によりそのことを当社に届け出てください。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線に、またはその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備を接続するときは、本サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。)様式第7号または様式第14号の表示等により当社が技術基準等に適合していることが確認できる端末機器(技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。以下同じとします。)以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
- イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- ア 技術基準適合認定規則様式第7号または第14号の表示等により当社が技術基準等に適合していることが確認できる端末機器を接続するとき。
- イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) (1)から(4)までの規定によるほか、当社は、契約者から当社が別に定める方法により外国の無線局(電波法(昭和25年法律第131号)第103条の5に規定するものをいいます。)の自営端末設備の接続の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- ア その自営端末設備が電波法第3章に定める技術基準に相当するものとして総務大臣が別に告示する技術基準に適合していることを当社が確認できないとき。
- イ その自営端末設備が当社とローミング協定を締結している外国の電気通信事業者に接続すること を認められたものでないとき。
- ウ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (6) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、前5項の規定に準じて取り扱います。
- 5 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等または別記4(5)アに定める技術基準に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が同項の技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

6 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線に、またはその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備を接続するときは、当社所定の書面により本サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- ア その自営電気通信設備が、無線設備規則に適合しないとき。
- イ その接続が技術基準等に適合しないとき。
- ウ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。

7 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記5の規定に準じて取り扱います。

8 新聞社等の基準

WHILE SECTION		
区 分	基 準	
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社	
	(1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目	
	的として、あまねく発売されること。	
	(2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。	
2 放送事業者	電波法の規定により放送局の免許を受けた者	
3 通信社	新聞社または放送事業者にニュース(1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に	
	掲載し、または放送事業者が放送をするためのニュースまたは情報(広告を除	
	きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社	

9 当社の維持責任

当社は、当社が設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則 (昭和 60 年郵政省令第 30 号) に適合するよう維持します。

10 禁止事項

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社、他の契約者若しくは第三者の知的財産所有権(特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等)その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれのある行為(著作権侵害防止のための技術的保護手段を回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為を含みます。)
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為または侵害する恐れのある行為
- (3) 他人を差別若しくは誹謗中傷し、またはその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、業務妨害等の販売行為またはこれを誘発若しくは扇動する行為

- (5) 賭博、業務妨害等の犯罪の手段として利用し、または犯罪を助長、扇動若しくは誘発するおそれのある情報を送信若しくは表示する行為
- (6) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像、映像、音声若しくは文書等を送信または表示する行為若しくはこれらを収録した媒体を販売する行為またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示若しくは送信する行為
- (7) ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)に違反する行為
- (8) 無限連鎖講(ネズミ講) 若しくはマルチまがい商法を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (9) 連鎖販売取引(マルチ商法)に関して特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)に違反する行為
- (10) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15年法律第 83 号)に基づく、当該事業の提供者に対する規制および当該事業を利用した不正勧誘行為の禁止に違反する行為
- (11) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
- (12) 他人になりすまして本サービスを利用する行為(偽装をするためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。)
- (13) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (14) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に違反する行為
- (15) 他者に対し、無断で、広告・宣伝・勧誘等をする行為または他人が嫌悪感を抱くまたはそのおそれのある文章等を送信、記載または転載する行為、
- (16) 他人の電子メールの受信を妨害する行為
- (17) 連鎖的な電子メールの転送を依頼または依頼に応じて転送する行為
- (18) 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)に違反する行為
- (19) 電子メールの送受信上の支障を生じさせるおそれのある電子メールを送信する行為そのほか当社若しくは他社のインターネット関連設備の利用若しくは運営または他の契約者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為または与えるおそれがある行為
- (20) 他社の設備または当社通信設備(当社が各種インターネットサービスを提供するために用意する通信設備、電子計算機その他の機器およびソフトウェアをいい、以下同じとします。)に無権限でアクセスし、若しくは大量のメールまたはメッセージ送信等により、その利用若しくは運営に支障を与える行為(与えるおそれのある行為を含みます。)
- (21) 他社の設備または当社通信設備のアクセス制御機能を解除または回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為
- (22) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段(いわゆるフィッシング詐欺およびこれに類する手段を含みます。)により他者の個人情報を取得する行為
- (23) 特定商取引に関する法律に基づく表示義務を怠り、契約意思のない操作の結果にもかかわらず 契約したかのように誤認させる行為(無料と表示されているにもかかわらず、有料サービスに導く行 為がある場合は特定商取引に該当するものとみなします。)
- (24) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務づけられている場合に、当該手続きを履行せずに本サービスまたは提携サービスを利用する行為その他当該法令に違反する、 または違反するおそれのある行為
- (25) 前各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含みます。)が行われている契約回線上のウェブサイト若しくは契約回線上のウェブサイト以外のサイトに、直接または間接に、接続させるに至る一切の行為(ウェブサイトにリンクをはる行為を含みますがこれに限られません。)
- (26) 前各号のほか法令に違反する内容の文字による記述ないし情報を送信または表示する行為
- (27) 前各号に該当する行為であると認定しえなくとも、行為の実質・態様・全体的印象などを当社において総合的に判断した結果、それらの行為に順ずるもの、あるいはそれらの行為に類似するものであると当社が認めた行為
- (28) 売春、暴力、残虐その他公序良俗に違反し、他人に不利益を与え、または他人の権利を著しく 侵害すると当社が判断した行為
- (29) 前各号の禁止行為に該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為
- (30) 前各号のほか、法令または慣習に違反する行為

(31) その他当社サービスの運営を妨げる行為

11 関連事業者

関連事業者	約款
株式会社 NTT ドコモ	X i サービス契約約款
アルテリア・ネットワークス株式会社	直加入サービス契約約款

【別紙1】料金表

通則

(料金の計算方法など)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本利用料は暦月に従って計算します。 ただし、当社が必要と認めるときは、暦月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
- 2 当社は、基本利用料を合計した額を契約者へ請求します。
- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の暦月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金などの支払い)

5 契約者は、料金表の規定に基づく料金を、当社が定める期日までに、別途、契約者が加入申込書で指定した方法により支払うものとします。

(料金額の表示)

6 本サービスに関する料金額の表示は、消費税等相当額を含まない表示とします。本サービスに関する料金額について支払いを要するものとされている額は、料金表に定める額に消費税等相当額を加算した額とします。ただし、料金表にて課税対象外である旨を明示した料金については、この限りではありません。

(料金の臨時減免)

- 7 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本約款の規定にかかわらず、臨時にその料金および工事費を減免することがあります。
- 8 当社は、前項の規定により料金などの減免を行ったときは、当社が指定する方法により、そのことを通知します。
- 9 本通則は、別段の定めがある場合を除き、本別紙以外の料金表に適用されます。

料金表

第1基本利用料

基本利用料の適用については、第48条(基本利用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

基本利用料の適用				
	ア 当社は、下表の左欄の契約PLAN名およびセット内容に基づいて、本サービスを提供			
	します。			
	契約 PLAN 名	セット内容	料金額	
		通信単体	1,500円	
	U AIR ライト PLAN	IP 電話(IP FAX 付)とのセットプラン	2, 480 円	
		IP 電話(IP FAX 付) とプリンターとのセットプラン	2, 980 円	
(1) 基本利	U AIR ベーシック PLAN	通信単体	2,500円	
用料の料金		IP 電話、IP FAX とのセットプラン	3, 480 円	
種別の選択		IP 電話、IP FAX、プリンターとのセットプラン	3,980円	
		通信単体	3,500円	
	U AIR プレミアム PLAN	IP 電話、IP FAX とのセットプラン	4, 480 円	
		IP 電話、IP FAX、プリンターとのセットプラン	4, 980 円	
	U AIR BGM 専用 PLAN	弊社 BGM サービス専用通信	1,500円	
	U AIR M2M カスタマイ ズ PLAN	法人向けカスタマイズ・プラン (お客様与件毎に都度カスタマイズ設定)	※別途見積	

(2) 契約期 間内に契約 者回線の解 除などがあ

った場合の 料金の適用 ア 本サービスには、一の契約ごとに契約期間があります。

イ 契約者は、契約期間内に契約の解除などがあった場合は、第48条(基本利用料の支払義務) および料金表通則の規定にかかわらず、料金表第3(契約解除料)に規定する金額を契約解除料として、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

第2 初期費用

1 本サービスにおける初期費用および利用料(基本料金以外)は、下記の通りとなります。なお、当該初期費用および利用料は、当社から加入者に対して、改定をする1ヶ月前までに当社が通知をすることにより改定できるものとします。

初期費用	料金額
U AIR 設置設定費	20,000円
U AIR 事務手数料	3,000円

第3 契約解除料

1 適用

契約解除料の適用については、第50条(解除料金の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

٠	3- 7-0	
		契約解除料の適用
	契約解除料の支払いを要する場合	契約更新期間以外の日で契約の解除があったとき

2 契約解除料

解約事務手数料 10,000 円に加えて、当該契約期間の残期間分の利用料に相当する額の違約金が発生します。

料金種別	単 位	料金額(課税対象外)
解約事務手数料	1契約ごとに	10,000円
違約金	1契約ごとに	契約期間の残期間分の利用料に相当する額

3 契約解除料免除について

当社が提供する光回線サービスに切替える場合、その他別途当社が定める場合は、契約解除料を免除する場合があります。

第4 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第51条(手続きに関する料金の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

1契約者識別番号ごと

	+ +
内 容	
手続きに関する料 料金種別 契約事務手数料	金は、次のとおりとします。
SIMカードの再 発行手数料	契約者より、SIMカードの紛失、盗難または毀損その他の理由により新たな SIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときは、契約者は 2 (料金額)に規定する SIMカード再発行手数料の支払を要します。
	料金種別 契約事務手数料 SIMカードの再

2 料金額

1契約者識別番号ごと

料金種別	単 位	料金額
契約事務手数料	1契約ごとに	3,000円
SIMカードの再発行手数料	1契約ごとに	3,000円

第5罰則金(一時金)

100000000000000000000000000000000000000	
単 位	料金額(課税対象外)
レンタル品の返還を行わない場合、毀損、滅失	15,000円

【別紙 2】U PHONE/U FAX 料金表

適用

区 分	内容
	ア 通信時間は、双方の契約者回線を接続して通信できる状態にした時刻から 起算し、発信者または着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社および協定 事業者の機器により測定します。 イ 回線の故障等通信を発信した者または着信した者の責任によらない理由により、通信を行うことができなかったと当社が認めた時間は、アの通信時間に算入しません。

料金表

第1基本利用料(月額)

単位	料金額
U PHONE / U FAX 基本利用料	480 円

第2手数料(初期費)

単 位	料金額
新規発番事務手数料 (2番号ごとに)	3,000円
番号ポータビリティ手数料(2 電話番号ごとに)	6,000円

第3 従量料金額

1 網内通信に係るもの

無料

2 国内通信に係るもの

区 分	料金額
国内固定電話着信通信	3分ごとに7円

3 携帯電話通信に係るもの

区 分	料金額
携帯電話通信	1 分ごとに 15 円

4 PHS 通信に係るもの

区 分	料金額
PHS 通信	1 分ごとに 10 円
上記通信料のほかに通信1回ごとに	10 円

5 国際通信に係るもの(課税対象外) 【別紙5】国際通信に係るものに規定します。

6 電話番号案内に係るもの

区 分	料金額
電話番号案内	1 電話番号ごとに 200 円

第4 ユニバーサルサービス料

単 位	料金額
電話番号ごとに月額	基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則に 基づき、総務省告示(平成 18 年総務省告示第 429 号) により算定 され、事業法第 110 条第 2 項に基づく所要の手続きによる認可を受 け定められた金額
/++ + /	

備考

- 1 ユニバーサルサービス料とは、事業法第7条に定める基礎的電気通信役務(以下「ユニバーサルサービス」といいます。)の提供を確保するために利用者が負担する料金をいいます。
- 2 利用者が負担するユニバーサルサービス料は、一般社団法人電気通信事業者協会を通じてユニバーサルサービス提供事業者として指定されている NTT 東日本および NTT 西日本に支払われます。

【別紙3】 U PHONE に関する提供条件

1 U PHONE のサービス提供区域

(1) U PHONE における固定電話番号(OAB~J)サービスは次表に掲げる区域において提供します。

局番区画名	市外局番	局番区画名	市外局番	局番区画名	市外局番	局番区画名	市外局番
札幌	011	厚木	046	草加	048	茨木	072
仙台	022	平塚	0463	川越	049	池田	072
東京	03	藤沢	0466	名古屋	052	八尾	072
武蔵野三鷹	0422	藤沢	0467	瀬戸	0561	京都	075
国分寺	042	千葉	043	刈谷	5660	神戸	078
武蔵野三鷹	042	柏	04	春日井	0568	三田	079
立川	042	市川	047	一宮	0586	西宮	0797
八王子	042	船橋	047	一宮	0587	西宮	0798
相模原	042	成田	0476	大阪	06	広島	082
青梅	0428	所沢	04	寝屋川	072	福岡	092
川崎	044	浦和	048	堺	072	北九州	093
横浜	045	川口	048	和泉	0725		

(2) U PHONE は、契約者回線等相互間および契約者回線と相互接続点との間において提供します。

2 相互接続通信の料金の取扱い

- (1) 4 (相互接続通信の接続形態と料金の取扱い) に規定する接続形態により行われる相互接続通信の料金は、当社および協定事業者のサービスの提供区間を合わせて 4 に規定する料金設定事業者がその契約約款および料金表において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、4 に定めるところによります。ただし、当社または協定事業者の付加機能等を利用して行った相互接続通信について、料金表または協定事業者の契約約款および料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- (2) (1)に規定する料金設定事業者が、その契約約款および料金表に定めるところに従ってその相互接続通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

3 相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内 容
1 端末系事業者	電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)別表第1号に掲げる固定電話番号または同別表第1号に掲げる特定 IP 電話番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者
2 中継事業者	電気通信番号規則別表第 10 号に掲げる事業者設備識別番号を用いて 電気通信サービスを提供する協定事業者
3 携帯電話事業者	電気通信番号規則別表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号を用い て携帯電話サービスを提供する協定事業者
4 PHS 事業者	電気通信番号規則別表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号を用いて PHS サービスを提供する協定事業者

4 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

. 旧立这物是旧中这物形态之中至中的风景					
接続形態	料金を定 める事業 者	料金を請 求する事 業者	料金の支払い を要する者	料金に関するそ の他の取扱い	

				1			
1	発信側の電気	(1) (2)以タ	トの場合	当社	同左	その通信の発	本約款の定める
	通信設備					信に係る契約	ところによりま
	:契約者回線					者回線または	す。
	または他社接					他社接続回線	
	続回線					の契約者	
		(2) 電気	① ②以	その電気	同左	その電気通信	その電気通信番
	着信側の電気	通信番号	外の場	通信番号	1.3.	番号の指定を	号の指定を受け
	通信設備	規則別表	合	の指定を		受けた端末系	た端末系事業者
	:端末系事業	第2号に	ப	受けた端		事業者の契約	の契約約款およ
	者(契約者回	規定する		末系事業		約款および料	び料金表に定め
	線を含みま	一成だりる 電気通信		者		金表に規定す	るところにより
		電外通信 番号を使		18		並衣に焼たり る者	
	す。)に係る		@0F70		1/ 1	-	ます。
	電気通信設備	用して通	20570	エヌ・テ	当社	その通話の発	本約款の定める
		信を行っ	又は	イ・テ		信に係る契約	ところによりま
		た場合	0180 を	イ・コミ		者回線の契約	す。
			使用し	ュニケー		者	
			て通話	ションズ			
			を行っ	株式会社			
			た場合	エヌ・テ	同左	エヌ・ティ・	エヌ・ティ・テ
				ィ・テ		ティ・コミュ	イ・コミュニケ
				イ・コミ		ニケーション	ーションズ株式
				ュニケー		ズ株式会社の	会社の契約約款
				ションズ		契約約款に定	等に定めるとこ
				株式会社		める者	ろによります。
2	発信側の電気通	信設備		当社	同左	その通信の発	本約款の定める
	: 契約者回線ま	たは他社接続	回線			信に係る契約	ところによりま
						者回線または	す。
	着信側の電気通信	信設備				他社接続回線	
	: 携帯電話事業:	者に係る電気	通信設備			の契約者	
3	発信側の電気通			当社	同左	その通信の発	本約款の定める
	: 契約者回線ま		回線		—	信に係る契約	ところによりま
						者回線または	す。
	着信側の電気通	信設備				他社接続回線	
	: PHS 事業者に係		設備			の契約者	
4	発信側の電気		 トの場合	端末系事	同左	その端末系事	その端末系事業
	通信設備			業者		業者の契約約	者の契約約款お
	:端末系事業					款および料金	よび料金表に定
	者に係る電気					表に規定す	めるところによ
	通信設備					る者	ります。
		(2) 電気通	信番号钼	当社	同左	その通信の着	本約款の定める
	着信側の電気	(2) 電 X		- 1 -	1-1-1	信に係る契約	ところによりま
	通信設備	する電気通				者回線の契約	す。
	・契約者回線ま	する電気通				有回線の天形 者	7 0
	たは他社接続	使用して通 た場合	רווים				
	には他社技術	/ こめ口					
5	 発信側の電気	(1) (2) 以タ	の担合	携帯電話	同左	その携帯電話	その携帯電話事
	光信側の電気 通信設備	(1) (2) (2)	ロマノを勿口	汚市电品 事業者	IH) Œ	事業者の契約	ての携帯電品争 業者の契約約款
	:携帯電話事			学术 但		事業者の契約 約款および料	^{果有の実利利款} および料金表に
	:携電配 面 業者に係る電					約款のよび科 金表に規定す	たよい科金衣に 定めるところに
							· ·
	気通信設備	(0) 雨气温	<u> </u>	71. 47	同 +	る者	よります。
	羊后側の雨ケ	(2) 電気通		当社	同左	その通信の着	本約款の定める
	着信側の電気	則別表第2				信に係る契約	ところによりま
	通信設備	する電気通	信番号を				す。

	: 契約者回線ま たは他社接続 回線	使用して通信を行っ た場合			者回線の契約 者	
6	発信側の電気 通信設備 : PHS 事業者 に係る電気通 信設備	(1) (2)以外の場合	PHS 事業者	同左	その PHS 事業 者の契約約款 および料金表 に 規定する 者	その PHS 事業者 の契約約款およ び料金表に定め るところにより ます。
	着信側の電気 通信設備 : 契約者回線 または他社接 続回線	(2) 電気通信番号規 則別表第2号に規定 する電気通信番号を 使用して通信を行っ た場合	当社	同左	その通信の着 信に係る契約 者回線の契約 者	本約款の定める ところによりま す。

5 通信明細内訳書の送付

当社は、通信明細内訳を記録している U PHONE について、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、通信明細内訳書を送付します。

6 電話帳の普通掲載

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、電話番号と次の事項を普通掲載として電話帳に記載します。
- ア 契約者または契約者が指定する者の氏名、名称または称号のうち1
- イ 契約者または契約者が指定する者の職業(協定事業者が定める職業区分によるものとします。) のうち1
- ウ 契約者または契約者が指定する者の住所または居所のうち1
- (2) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。
- (3) (1)に規定する普通掲載として掲載できる数は、契約者にかかる電話番号の範囲内とします。
- (4) 当社は、その普通掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1) の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。

7 電話帳の掲載省略

- (1) 当社は、次の場合に該当するときは、6 に規定にかかわらず、電話帳への掲載を省略することがあります。
- ア その電話番号が臨時の契約若しくは臨時の付加機能に係るものであるとき。
- イ 契約者が指定した特定の当社契約回線等に通話等の機能を有しない自営電気通信設備が接続されている場合であって、6(1)に規定する事項に加えてその自営電気通信設備の種類について協定事業者の定める記号等を普通掲載として記載することについて、契約者の承諾が得られないとき。
- (2) 当社は、(1)に規定する場合のほか、契約者から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

8 電話番号案内

当社は契約者の要求に応じ、協定事業者の契約約款の定めに基づく電話番号案内サービスを提供します。

【別紙 4】 発信不可番号

	光信小り任ち
番号	説明
00XY	事業者番号
009120	ブラステル
009121	ブラステル
009130	NTT ドコモ
009155	NTT-ME
009156	NTT-ME
009177	ソフトバンク
009180	スピーディア
009181	関西コムネット
009191	ぷららネットワークス
009192	ぷららネットワークス
009198	ソフトバンク
009199	NTT-ME 中国
020	発信者課金ポケベル
060	eコール
0130	マスコーリングサービス
0140	災害復旧用無線電話
0150	自動船舶電話
0160	衛星通信災害用
0170	伝言ダイヤル
0190	番号案内
0450	自動船舶電話
0570 の一部	ナビダイヤルを除く
0750	自動船舶電話
0910	公専接続
0990	災害募金サービス等
100	100 番号通話
102	非常・緊急扱い通話
106	コレクトコール(コミュニケータ扱い)
107	新幹線列車通話
108	自動コレクトコール
111	線路試験受付
112	共同加入受付
113	故障受付
114	お話し中調べ
115	電報受付
116	営業受付
117	時報

番号	説 明
121	クレジット通話サービス
122	固定優先解除
123	可聴式料金即知
124	親展通話(F ネット)
125	でんわ会議
126	着信課金(F ネット)
127	ファクシミリ伝言(F ネット)
131	第1種パケット交換サービス
132	第1種パケット交換サービス
133	第1種パケット交換サービス
135	特定番号通知機能
136	ナンバーアナウンス
141	でんわばん/二重番号サービス
142	ボイスワープ
143	ファクシミリボックス(F ネット)
144	迷惑電話おことわり
145	キャッチホン 2
146	キャッチホン 2
147	ボイスワープセレクト/なりわけサービス
148	非通知着信拒否
149	DDX-TP(第2種パケット交換サービス)
151	メンバーズネット
152	メンバーズネット
159	あいたらお知らせ
161	F ネット
162	F ネット
163	DDX-TP(第2種パケット交換サービス)
164	DDX-TP(第2種パケット交換サービス)
165	メール送受信
166	ビデオデックス接続
167	DDX-TP(第2種パケット交換サービス)
168	ボイスメール
169	DDX-TP(第2種パケット交換サービス)
171	災害用伝言ダイヤル
178	オフトーク
179	キャプテンシステム
181	ID 通知サービス
#ダイヤル	ダイヤル頭が#
* ダイヤル	ダイヤル頭が*

【別紙5】 国際通信に係るもの (課税対象外)

以下の通信制限グループの通り、各国への通信を制限または中止します。

通信制限グループ1:通信の制限をしない国

通信制限グループ2:緊急時に取り扱いを制限または中止する国

通信制限グループ3: 土日祝日の前日20時~翌営業日の8時まで、および緊急時に取り扱いを制限

または中止する国

通信制限グループ4:通信の取り扱いを中止する国

単位:円/1分までごと(価格 TBD)

44.4			こと(価格 IBU)
地域	地域(英文表記)		通信制限グループ
アイスランド共和国	Iceland	31円	
アイルランド	Ireland	20円	
アゼルバイジャン共和国	Azerbaijan	64 円	
アゾレス諸島	Azores Islands	35円	
アフガニスタン・イスラム共和国	Afghanistan	76円	
アメリカ合衆国(アラスカおよびハワイを除きます。)	USA	8円	1
アラスカ	Alaska	8円	2
アラブ首長国連邦	United Arab	50円	2
アルジェリア民主人民共和国	Algeria	47 円	
アルゼンチン共和国	Argentina	32 円	
アルバ	Aruba	32 円	
アルメニア共和国	Armenia	64 円	
アンゴラ共和国	Angola	45 円	
アンティグア・バーブーダ	Antigua	32 円	4
アンドラ公国	Andorra	24 円	4
イエメン共和国	Yemen Arab	84 円	3
イスラエル国	Israel	30 円	2
イタリア共和国	Italy	20 円	1
イラク共和国	Iraq	84 円	4
イラン・イスラム共和国	Iran	80 円	2
インド	India	80 円	1
インドネシア共和国	Indonesia	45 円	1
ウガンダ共和国	Uganda	50円	3
ウクライナ	Ukraine	50円	3
ウズベキスタン共和国	Uzbekistan	64 円	2
ウルグアイ東方共和国	Uruguay	32 円	3
英領バージン諸島	British Virgin	40 円	4
エクアドル共和国	Ecuador	32 円	
エジプト・アラブ共和国	Egypt	75 円	
エリトリア国	Eritrea	80円	
エルサルバドル共和国	El Salvador	32 円	
オーストラリア連邦	Australia	20 円	
オーストリア共和国	Austria	30円	
オマーン国	Oman	80円	
オランダ王国	Netherlands	20円	
オランダ領アンティール	Netherlands Antilles	32円	
ガーナ共和国	Ghana	70円	
カーボベルデ共和国	Cape Verde	75 円	
カザフスタン共和国	Kazakhstan	64円	
カランハアンハ作目	Nazaniio caii	UT 1 J	7

カタール国	Qatar	84 円	2
カナダ	Canada	8円	1
カナリア諸島	Canarias Islands	30円	3
ガボン共和国	Gabon	70円	2
カンボジア王国	Cambodia	48円	2
キプロス共和国	Cyprus	45 円	2
キューバ共和国	Cuba	100円	3
ギリシャ共和国	Greece	35円	2
キリバス共和国	Kiribati	70円	4
キルギス共和国	Kyrgyzstan	64円	2
グアテマラ共和国	Guatemala	32 円	2
グアドループ島	Guade Loupe	32 円	4
グアム	Guam	20円	1
クウェート国	Kuwait	80円	2
クック諸島	Cook Islands	70円	4
グリーンランド	Greenland	60円	4
クリスマス島	Christmas Islands	60円	4
グルジア	Georgia	64円	3
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	UK	20円	1
グレナダ	Grenada	32円	4
クロアチア共和国	Croatia	55円	3
ケイマン諸島	Cayman Island	32円	3
ケニア共和国	Kenya	75円	2
ココス・キーリング諸島	Cocos Island	60円	4
コスタリカ共和国	Costa Rica	32円	2
コロンビア共和国	Colombia	32円	2
サイパン	Saipan	30円	2
サウジアラビア王国	Saudi Arabia	80円	2
サモア独立国	Western Samoa	52 円	2
サントメ・プリンシペ民主共和国	Sao Tome & Principe	100円	4
ザンビア共和国	Zambia	70 円	2
サンピエール島・ミクロン島	St. Pierre & Miquelon	40 円	4
ジブチ共和国	Djibouti	71 円	3
ジブラルタル	Gibraltar	47 円	2
ジャマイカ	Jamaica	32 円	3
シリア・アラブ共和国	Syrian Arab	84 円	4
シンガポール共和国	Singapore	20円	1
シント・マールテン	Sint Maarten	32 円	4
ジンバブエ共和国	Zimbabwe	70 円	3
スイス連邦	Switzerland	23 円	2
スウェーデン王国	Sweden	20 円	2
スーダン共和国	Sudan	71円	3
スペイン	Spain	30円	3
スペイン領北アフリカ	North Africa	30円	3
スリナム共和国	Suriname	80円	4
スリランカ民主社会主義共和国	Sri Lanka	75 円	2
スロバキア共和国	Slovak Republic	45 円	2
スロベニア共和国	Slovenia	47 円	3
エスワティニ王国	Swaziland	45 円	4
赤道ギニア共和国	Equatorial Guinea	72 円	3
セネガル共和国	Senegal	80 円	4

セントクリストファー・ネイビス	St.Christopher&Nevis	80 円	4
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	St. Vincent&Grenadines	32円	4
タークスおよびカイコス諸島	Turks&Caicos	32円	4
タイ王国	Thailand	45 円	1
大韓民国	Korea	20円	1
台湾	Taiwan	30円	<u>·</u> 1
タジキスタン共和国	Tajikistan	60円	2
タンザニア連合共和国	Tanzania	80 円	2
チェコ共和国	Czech Republic	45 円	2
チャド共和国	Chad	72 円	4
中央アフリカ共和国	Central African	72 円	4
中華人民共和国	China	30 円	1
チュニジア共和国	Tunisia	70 円	3
朝鮮民主主義人民共和国	Korea, North	90 円	2
チリ共和国	Chile	32 円	3
ツバル	Tuvalu	70円	3
デンマーク王国	Denmark	30円	2
ドイツ連邦共和国	Germany	20 円	1
ドミニカ共和国	Dominican Republic	32 円	4
トリニダード・トバゴ共和国	Trinidad & Tobago	32 円	2
トルクメニスタン	Turkmenistan	64 円	3
トルコ共和国	Turkey	45 円	2
トンガ王国	Tonga	52 円	4
ナイジェリア連邦共和国	Nigeria	80 円	4
ナウル共和国	Nauru	70 円	4
ナミビア共和国	Namibia	72 円	4
ニウエ	Niue	80 円	4
ニカラグア共和国	Nicaragua	32 円	2
ニューカレドニア	New Caledonia	52 円	2
ニュージーランド	New Zealand	25 円	2
ネパール	Nepal	76 円	2
ノーフォーク島	Norfolk Island	60 円	4
ノルウェー王国	Norway	20 円	2
バーレーン王国	Bahrain	80 円	2
パキスタン・イスラム共和国	Pakistan	70 円	2
バチカン市国	Vatican	20円	1
パナマ共和国	Panama	32 円	2
バヌアツ共和国	Vanuatu	80 円	3
バハマ国	Bahamas	32 円	4
パプアニューギニア独立国	Papua New Guinea	70円	3
バミューダ諸島	Bermuda	32円	3
パラオ共和国	Palau	70円	2
パラグアイ共和国	Paraguay	60円	3
バルバドス	Barbados	32円	4
パレスチナ	Palestine	30円	2
ハワイ	Hawaii	8円	1
ハンガリー共和国	Hungary	35円	2
バングラデシュ人民共和国	Bangladesh	70円	2
フィジー共和国	Fiji Island	50円	2
フィリピン共和国	Philippines	30円	1
フィンランド共和国	Finland	23 円	2

ブータン王国	Bhutan	70 円	2
プエルトリコ	Puerto Rico	40円	2
フェロー諸島	Faeroes	48円	4
フェロー語局 フォークランド諸島	Falkland Islands	70円	4
フォーグリント語気 ブラジル連邦共和国	Brazil	30円	2
	France		1
フランス共和国	French Guiana	20円	4
フランス領ギアナ		32円	2
フランス領ポリネシア ブルガリア共和国	French Poly	55円	3
ブルカリア 共和国 ブルキナファソ	Bulgaria Burkina Faso	80円	3
フルキナファフ ブルネイ・ダルサラーム国	Brunei	48円	2
	American Samoa	50円	4
米領サモア 米領バージン諸島	American Virgin		2
		20円	
ベトナム社会主義共和国	Vietnam	48円	<u>1</u> 4
ベナン共和国	Benin	80円	
ベネズエラ・ボリバル共和国	Venezuela	32円	3
ベラルーシ共和国	Belarus	64円	3
ベリーズ	Belize	32円	2
ペルー共和国	Peru	32円	2
ベルギー王国	Belgium	20円	2
ポーランド共和国	Poland	40円	3
ボツワナ共和国	Botswana	72円	2
ボリビア共和国	Bolivia	32円	2
ポルトガル共和国	Portugal	35円	2
香港	Hong Kong	20円	1
ホンジュラス共和国	Honduras	70円	2
マーシャル諸島共和国	Marshall Islands	52円	3
マイヨット島	Mayotte	72円	4
マカオ	Macau	30円	2
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	Macedonia	64円	3
マダガスカル共和国	Madagascar	72円	3
マディラ諸島	Madeira Islands	35円	2
マラウイ共和国	Malawi	71円	2
マルタ共和国	Malta	48円	2
マルチニーク島	Martinique	32円	4
マレーシア	Malaysia	30円	1
ミクロネシア連邦	Micronesia	52円	2
南アフリカ共和国	South Africa	72円	2
ミャンマー連邦	Myanmar	48円	2
メキシコ合衆国	Mexico	35円	2
モーリシャス共和国	Mauritius	70円	2
モザンビーク共和国	Mozambique	80円	3
モナコ公国	Monaco	24円	3
モルディヴ共和国	Maldives	72円	3
モロッコ王国	Morocco	70円	3
モンゴル国	Mongolia	48円	2
モンセラット	Montserrat	80円	4
ヨルダン・ハシミテ王国	Jordan	79円	2
ラオス人民民主共和国	Laos	48円	2
リビア国	Libya	70円	4
ルーマニア	Romania	60円	2

ルクセンブルク大公国	Luxembourg	35 円	2
ルワンダ共和国	Rwanda	72 円	3
レソト王国	Lesotho	70 円	3
レバノン共和国	Lebanon	80 円	2
レユニオン	Reunion Island	70 円	4
ロシア連邦	Russia	45 円	2
インマルサット- F/BGAN	Inmarsat- F/BGAN	209 円	2

【別紙6】 番号ポータビリティについて

- 第1 NTT東日本・NTT西日本の電話番号を継続してご利用される(番号ポータビリティを申し込む) 場合
- 1 NTT電話回線(加入電話/INSネット64等)をお使いのお客様が、本サービスに番号ポータビリティでお申し込みされますと、NTT電話サービス等のご利用は終了となります。
- 2 番号ポータビリティお申し込みにあたっては、お客様、NTT加入電話の契約者(名義人)の同意が必要となります。
- 3 電話加入権の扱いについて
- (1) 「NTT加入電話」または「INSネット64」いずれかでご利用されている場合、本電話サービスへのご加入で電話加入権は「利用休止」となります。
- (2) 「NTT加入電話・ライトプラン」または「INSネット64・ライト」いずれかでご利用されている場合、本サービスへのご加入で「解約」となります。
- (3) NTT電話加入の休止に伴い、NTT東日本・NTT西日本より休止連絡票(「利用休止のお知らせ」)がお客様に送付されます。
- (4) NTT電話加入権の利用休止期間は原則5年間です。お客さまの申請により6年目以降の休止期間延長が可能ですが、延長手続きを行わない場合は更に5年間経過した時点でNTT電話加入権は失効となりますのでご注意ください。
- 4 NTT電話サービスのご利用終了にあたり、工事費2,000円 (消費税等相当額別) がNTT東日本・NTT 西日本より請求されます。
- 5 「利用休止」または「解約」に関するNTT東日本・NTT西日本への手続きについては、本サービスに切り替わった後、自動的に失効となります。(切り替わる前にお客様ご自身で解約手続きをされますと、切り替えができなくなりますのでご注意ください。)
- 6 NTT電話加入の休止に伴い、NTT東日本・NTT西日本より休止連絡票(「利用休止のお知らせ」)がお客様に送付されます。
- 7 NTT電話加入権の利用休止期間は原則5年間です。お客さまの申請により6年目以降の休止期間延長が可能ですが、延長手続きを行わない場合は更に5年間経過した時点でNTT電話加入権は失効となりますのでご注意ください。
- 8 NTT電話サービス等に関する契約者情報(本人性確認結果・質権の設定または差押えの有無・提供可否確認結果および提供不可理由などにかかわるもの)をNTT東日本・NTT西日本が当社に対して提供することについて、お申込者(お申込者と電話契約者が異なる場合には、お申込者および電話契約者)に同意いただきます。
- 9 本サービスへの番号ポータビリティに際し、NTT東日本・NTT西日本より連絡がある場合がございます。
- 10 NTT電話サービス等からの切替えに際し、NTT東日本・NTT西日本は、同社のサービスを以下のとおり取扱います。その他の取扱いをご希望、お問合せは、NTT東日本・NTT西日本の116番にご連絡ください。
- (1) 本サービスへ切替える電話サービス等回線において代表番号サービス/ダイヤルインサービス / i ナンバーサービスをご利用されている場合、それらサービス等につきましては、切替える電話サービス等回線以外の電話番号分も含めすべて廃止となります。
- (2) 本サービスへ切替える電話サービス等回線以外の回線でBフレッツ/フレッツ・ADSL専用型等をご契約されている場合で、本サービスへ切替える電話サービス等回線が当該サービスに係る料金の課金先電話番号となっている場合、NTT東日本・NTT西日本から発行されるBフレッツ/フレッツ・ADSL専用型等の請求は電話料金の請求とは別になる場合があります。
- 11 番号ポータビリティの提供条件
- (1) NTT東日本・NTT西日本が提供する一般加入電話(電話サービス)およびISDN(総合ディジタル通信サービス)であること。または、NTT東日本・NTT西日本の一般加入電話およびISDNからの番号ポータビリティにより、表株式会社USEN NETWORKSが定める他事業者をご利用中であること。
- (2) ご利用電話番号、およびご利用場所(端末設置場所)に変更がないこと。
- ※番号ポータビリティをご利用いただけない場合は当社より新しい電話番号を発行させていただきます。ただし、他社への番号ポータビリティはできません。

- (3) ピンク電話・共同電話・支店代行電話・公衆電話・臨時電話でご利用中の回線の番号ポータビリティはお申し込みできません。
- 12 NTT東日本・NTT西日本から通信機器端末(フレッツADSLモデム、黒電話等)をレンタル中の場合は、返却または買取りのお手続きが必要となりますので、NTT東日本・NTT西日本の116番に速やかにご連絡ください。
- 13 フレッツ・ISDN/フレッツ・ADSLでご利用中の各インターネットサービスプロバイダ(以下、ISPといいます。)との契約、他社が提供するADSLサービスおよびお申し込み電話番号に付随する各種割引サービスは解約となりません。定額料が発生する場合がございますので、各ISP・通信事業者に解約の手続きを行なってください。
- 14 ご移転先でのご利用の場合、必ずご移転先でのNTT加入電話のご契約および開通工事を完了させてください。なお、当社の発行する電話番号を使用することは可能です。

第2 NTT以外の電話サービスをご利用の場合

- 1 NTT東日本・NTT西日本の電話番号を番号ポータビリティして、NTT以外の他社電話サービスをご利用中のお客様が、本サービスの番号ポータビリティをお申し込みされる場合、現在ご利用中の他社電話サービスによっては、一旦NTT加入電話に切り替えていただく場合がございます。
- 2 電話サービス以外にインターネットや映像サービスをご利用の場合は、本サービスに切り替わった後、お客様ご自身で解約手続きを行なってください。
- 3 NTT東日本・NTT西日本以外の事業者から発行された電話番号により、他社電話サービスご利用中のお客様が、本サービスの番号ポータビリティをお申し込みされる場合、当社からの新規電話番号発行か、一旦NTT加入電話に切り替えていただく場合がございます。

表 株式会社 USEN NETWORKS が定める他事業者

No.	事業者名
1	ZIP Telecom株式会社
2	株式会社オプテージ
3	ソフトバンク株式会社
4	中部テレコミュニケーション株式会社
5	Colt テクノロジーサビス株式会社
6	KDDI株式会社
7	株式会社STNet
8	東北インテリジェント通信株式会社
9	九州通信ネットワーク株式会社
10	楽天コミュニケーションズ株式会社
11	ジェイコムグループ
12	NTTコミュニケーションズ株式会社
13	株式会社エネルギア・コミュニケーションズ
14	NTT東日本〔ひかり電話〕
15	NTT西日本〔ひかり電話〕

附則